鎌倉市風致地区条例による

許可の審査基準・解釈と運用



平成26年4月

鎌倉市

第1章 総論	
*** 1 この冊子の目的	1
※ 2 通則	1
★3 風致地区条例による許可の基本的な考え方	······ 1
(1) 地域ごとの風致との調和	
(2) 風致地区の種別指定	1
(3) 種別に応じた許可基準(数値基準)	····· 2
4 建築物が風致地区の内外等にまたがり建築される場合等における許可基準の取扱い。	····· 2
(1) 計画区域が風致地区の内外にまたがる場合の取扱い	····· 2
(2) 計画区域が異なる種別の風致地区の地域にまたがる場合の取扱い	····· 2
(3) 計画区域が歴史的風土保存区域と風致地区にまたがる場合の取扱い	····· 2
** 5 用語の定義 ····································	····· 2
★6 建築物の基準	2
(1) 建ぺい率と壁面後退距離	····· 2
(2) 建築物の概観	3
🜟 7 建築物の意義等	3
🜟 8 緑化の意義と建築物の許可基準 🚟 💮 💮 💮 💮 🔆 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮	3
🜟 9 建築物の高さの算定	3
※10 工作物の高さ及び面積の算定	3
11 既存不適格建築物····································	3
第2章 風致地区の許可基準	
* 第2章の構成について	
第1節 建築物の新築、増築、改築、移転	····· 7
第1 仮設の建築物	····· 7
第2 地下に設ける建築物	····· 10
第3 その他の建築物	····· 12
(1) 建築物の高さに関すること	
(2) 建築物の建ぺい率に関すること	15
(3) 建築物の壁面後退距離に関すること	····· 17
(4) 建築物が周囲の地面と接する位置の高低差に関すること	····20
(5) 建築物等の位置、形態及び意匠に関すること	
(6) 建築物の緑化率に関すること	
第2節 工作物の新築、増築、改築、移転	
第1 仮設の工作物	
第2 その他の工作物	32

🜟 第3節 🧸	建築物等の色彩	∅の変更	39	
💥 第4節 뉰	上地の形質の変	を更(宅地の造成等)······	41	
第1	禄化率⋯⋯⋯⋯		41	
第2 <i>0</i>	りの高さ		43	
第3 形	/態及び意匠 ⋯		45	
🜟 第5節 기	k面の埋立て又	は干拓	47	
💥 第6節 🖈	└竹の伐採		48	
🜟 第7節 🖽	₹第7節 土石の類の採取			
🜟 第8節 🛭	★ 第8節 屋外における物件の堆積····································			
△	HOME AND			
第3章 解語 図1 地丁		物•••地下車庫	54	
※図2		・・・地下車庫の壁面後退距離		
7		79方		
业 図4		†象······		
₩ 🗵 5	•	· ジ · だし書き適用 ····································		
※図6 エ4		リ方・・・鉄柱、鉄塔、その他これらに類するもの		
※ 図7	<i>"</i>	···バルコニー·デッキ等······		
※図8	<i>''</i>	•••擁壁	58	
💥 図9	"	•••連続擁壁	59	
💥 🗵 10	"	• • • 看板································	59	
💥 🗵 11	"	•••ロックネット	59	
💥 🗵 12	"	・・・手すり・斜面地のフェンス等	60	
💥 🗵 13	"	···階段······	60	
💥 🗵 14	"	•••工作物+工作物······	60	
💥 🗵 15	"	・・・ソーラーパネル	61	
💥 🗵 16 エ	作物の面積の	・・・ソーラーパネル 取り方・・・ソーラーパネル	61	
🌟 🗵 17 の	りの高さの考え	方	62	
第4章 緑化		=T = + *		
		語の定義 ·······		
2		ī法····································		
7 1		評価		
		評価		
★5 他栽計	↑囲のたて万と	緑化地面積算定事例	69	
第5章 用語	吾の解説 🏉			
		・ おける用語の扱い	73	